

高等学校における特別支援教育 Q & A

Q 1 発達障害（LD・ADHD・アスペルガー症候群等）の生徒への対応

A 1

〈支援のポイント〉 ※障害や特性は重複していることが多い 診断名が変わることもある

- (1) 診断名よりも、一人一人の「困り感」に寄り添った支援
 - ・的確な実態把握と、「なぜ」（問題行動の背景）を明らかにする。
 - ・ADHDへの支援ではなく、「〇〇さん」への支援という視点をもつ。
- (2) 生徒の得意な面を伸ばす支援
 - ・個々の認知特性（情報処理過程）や学習スタイルに応じた学習支援を行う。
- (3) 生徒に分かりやすい環境整備
 - ・社会的常識・暗黙のルール、教師の期待を見えるように示す。
 - ・具体的で分かりやすい指示、肯定的な表現を心掛ける。
- (4) みんなが分かる授業づくり（授業のユニバーサルデザイン）
 - ・見通しがもてるように、学習のねらいや流れを事前に提示する。
 - ・授業の型を一定にしたり、体験的な活動を入れたりする。
 - ・多様な学習形態を工夫する。（一斉・グループ・ペア・個別を組み合わせる）
 - ・具体的に分かりやすく、重要な部分はゆっくり、語調に変化をつけて話す。
 - ・良い発言や発表をしっかりと評価する。（高等学校の教員は反応が少ない）
 - ・書く時間を聞く時間を区別する。（1時1作業）
 - ・教師が良きモデルとなる。（チャイムで始まり、チャイムで終わる）
- (5) 保護者と連携した支援
 - ・保護者との温度差を埋めることが支援のスタートである。
 - ・保護者の安定が子どもの安定につながる。「親が変われば子どもが変わる」

Q 2 校内支援体制づくり

A 2

〈校内支援体制づくりの4つの柱〉

- (1) 校内支援委員会の設置
- (2) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (3) 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用
- (4) 特別支援教育に関する年間計画の作成

〈校内支援体制づくりのポイント〉 担当者が変わっても、機能する校内支援体制を構築する

- (1) 4つの柱が機能している。
- (2) 校内での役割分担を明確にする。（管理職・コーディネーター・学年主任・養護教諭等）
例：外部との連絡調整は教頭、保護者の相談窓口はコーディネーター等
- (3) 気がかりな生徒に関する引き継ぎがスムーズにできている。
- (4) 1年生を全校で支援する体制を整備する。
- (5) うまくいった支援や教材・教具を全職員で共有する。
- (6) 学校や学級の「授業・生活のルール」が定着している。
- (7) みんなが分かる授業づくりを進める。
- (8) 保護者への支援をチームで対応している。（ボタンのかけ違いを防ぐ）
- (9) 出身中学校や関係機関と連携がとれている。
- (10) 就業体験を重視した進路指導を目指す。

Q 3 二次障害（後から起きる行動の問題）について

A 3 発達障害のある生徒が二次障害になるのではなく、周囲の不十分な理解や支援のために、自己評価が低下して不登校、うつ状態、引きこもり、緘黙等を引き起こす。高校が教育的支援を行う最後の砦である。生徒指導の視点に、特別支援教育の視点を取り入れ、個々の生徒のニーズに応じた支援と、福祉、医療、労働等の関係機関と連携した支援が必要である。高等学校は義務教育ではないが、社会自立に向けてギリギリまで挑戦してほしい。

努力不足という対応、注意や叱責の繰り返し、失敗経験やつまずきの積み重なり



ストレス、不安感の高まり 自信や意欲の低下 低い自己評価・自尊感情



不登校 引きこもり 反抗的な傾向や反社会的行動（反抗挑戦性障害、行為障害等）



生徒の特性の理解 「環境」と「かかわり」の見直し 学びやすい学習環境の調整

Q 4 「個別の指導計画」について（作成対象生徒、内容等）

- A 4
- (1) 医療・相談機関と連携を取っている生徒
 - (2) 中学校から申し送りがあったり、個別の（教育）支援計画や個別の指導計画等の引継ぎがあった生徒
 - (3) 診断の有無にかかわらず校内委員会で作成の必要性が認められた生徒
 - (4) 保護者が作成を希望している生徒
 - (5) 専門家・支援チームや高等学校特別支援隊の巡回相談の対象になっている生徒
 - (6) 担任からの気づきがあった生徒

診断名が付いているかどうかではなく、本人と周囲の生活上の困り感が重要である。入試というデリケートな問題があり、中学校との連携や顔の見える引き継ぎが難しいため、高校入学後に、診断されていたことや専門機関に相談していたことが分かるケースも多い。高校での支援手順としては、担任の気づきを特別支援教育コーディネーターや学年主任等が吸い上げ、特別な支援が必要な生徒かどうかをチームで検討する。

「個別の指導計画」は、対象生徒の実態や「困り感」を把握し、計画（具体的な目標・支援策）－実践－評価－改善のサイクルで支援するためのツールである。引き継ぎ資料や進学や就労等の移行期支援にも活用できる。

（様式は県発行「障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド」を参照）

Q 5 周囲の生徒への理解を促す

A 5 生徒に特別な支援をするためには、個々のよさや違いを認め合い、助け合い、協力し合う風土や、学級・生活のルールが定着している学級でなければ配慮が排除になる。

小学校高学年になると暗黙の受容ができるといわれている。しかし、いじめや不登校等の二次障害に発展する場合は、本人への告知（自己理解）、保護者や本人と相談した上で、周囲への説明を考える。（慎重に！）

〈説明する際の留意点〉

- ・説明する必然性があるかどうかをチームで検討する（説明することで問題が解決するか、本人と保護者に迷いはないか等）
- ・説明する目的を明確にするとともに、対象を誰にするかを確認する
- ・話す内容や、誰が説明するかをチームで検討する（原稿をつくる）
- ・本人が同席するかどうかを確認する
- ・ダメだから、できないからという言い方ではなく、肯定的な表現を心掛ける
- ・具体的な対応の仕方も説明する

周囲の生徒は、普段の教師のかかわり方を見ているので、よきモデルとなるように心掛ける。周囲の生徒を認め、いつも見ているメッセージを送り続けることも忘れてはならない。

※退学寸前までいったアスペルガー症候群の生徒の特性を、保護者が学級に説明した結果、理解が深まったケースがある。「特別な支援」が、「当たり前」の支援になるためには、周囲の理解が不可欠である。

Q 6 発達的な課題のある生徒の進路指導

A 6 校内で目立たない生徒が、インターンシップや就職試験等、校外で活動した時に問題が発生するケースが多い。（例：あいさつができない、感謝の気持ちを表した礼状が書けない等）

〈就労支援の進め方〉

- ・1年生から計画的に進路指導を行い、勤労観や職業観を育てる。
- ・対人面やコミュニケーションに課題のある生徒については、基本的なソーシャルスキルを意図的に指導する。
- ・インターンシップ等の体験学習を通して自己理解を促進する。
- ・事業所に生徒の特性を知らせるかは、メリット・デメリットを考え、本人と保護者に確認する。（対人関係につまずきがある場合は伝える）
- ・生徒の実態によっては、ハローワーク、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、就労サービスを受けることを検討する。

〈勤労観を育てるためには〉

- ・集団の中で「自分の役割」を主体的に果たす生活ができるようになることが、勤労観を育てる土台となる。
- ・役割は二つある。ひとつは、社会の中でより生きる役割。もうひとつは、人間としてより生きる役割。社会の中でより生きる役割とは、「社会人としてどれだけ世の中に貢献できるか」、「世の中のために何ができるか」。人間としてよりよく生きるとは、「人としてどんな風に生きるんだ」ということ。社会の中で自分の役割を果たしながら、なりたい自分に近付けるように支援する。（キャリア教育）
- ・学校生活の中で、みんなの役に立っていることが実感できる経験や「自分はこのことができるんだ」という自己有能感を高める活動を取り入れる。
- ・社会に出るときに、どういう心構えで臨むのか、という「心のあり方」が大切である。「あり方」なしに、「やり方」だけ教えても、意味がない。「あり方」さえしっかりしていれば、「やり方」は自分で考えられるようになる。

Q 7 発達障害者に対する就労支援の課題 秋田障害者職業センターの資料より

A 7

(1) 障害受容

- ・他の障害種別に比べると、分かりづらい障害なので、本人の障害受容が難しい。

(2) 障害の認定

- ・発達障害者専用の手帳がまだ存在しない。
- ・療育手帳、精神保健福祉手帳の認定条件に該当しないケースが多い。

(3) 援護制度の不足

- ・「発達障害者雇用開発助成金」「発達障害者職場実習」の制度は成立されたが、手帳を持たない限り障害者雇用率にカウントされないため、雇用する企業にとってのメリットが少ない。

(4) 高等学校における支援プログラムの未整備

- ・インターンシップ等の体験学習が充実してきたが、日常生活に活かされていないことが多い。
- ・あいさつや返事など基本的なソーシャルスキルを身に付けることが大切といわれているが、具体的な指導内容・方法が確立されていない。
- ・地域の社会資源の活用が少ない。(学校間連携、関係機関との連携)

Q 8 高等学校における特別支援教育の課題

A 8 秋田県の高等学校で本格的に特別支援教育がスタートしたのは、平成20年度からである。次のような課題があげられる。

- (1) 特別支援教育に対する職員の意識改革
- (2) 気付き→実態把握→計画→実践→評価→改善のサイクルによる支援
- (3) 校内支援体制の構築(個人の経験や勘ではなく、組織として取り組む)
- (4) 学習面への支援(認知特性や学習スタイルに配慮する)
- (5) 定期考査等の評価の問題(各学校で考え方を統一する)
- (6) 二次障害の予防・対応
- (7) 出身中学校との顔の見える引継ぎ(地域生研や養護教諭の連絡会等も活用)
- (8) 保護者との連携(思いを一つに重ねる)
- (9) 関係機関との連携(労働・福祉・教育等と在籍中につなげる)
- (10) 社会自立に向けた就労支援の具体的な取り組み

Q 9 高等学校での具体的な取り組み

A 9

- ・発達障害に関する校内研修会を開催して生徒の見方が変わった。
- ・生徒の実態把握のために知能検査を実施して定期考査等の評価に活用した。
- ・保護者にうつ状態の生徒の様子を説明し、医療機関の受診につなげた。
- ・テスト問題のカラー印刷、問題用紙と解答用紙を分けないテスト作成をした。
- ・定期的にコーディネーターが、特別支援教育に関する通信を発行して情報提供を行っている。
- ・弱視生徒への支援方法や進路について、盲学校の先生に訪問してもらい、具体的なアドバイスを受けた。
- ・近くの特別支援学校から特別支援教育に関する図書を借りて職員室に置いた。

- ・特別支援教育コーディネーターを各学年部に配置している。(高等学校は学年主任や養護教諭がキーパーソンとなる)
- ・スクールカウンセラーや児童相談所などの校外の関係機関と連携を図り、ケース会議を開催している。(保護者面談でも活用)

Q10 発達的な課題のある生徒の保護者への対応

A 10 学校と家庭では生徒の様子が異なることもあるので、ありのままの生徒の様子を伝える。学校での「困り感」や進路を切り口にする、あるいは生徒のテスト結果や作品などの具体的な資料をもとに話を進める。

生徒と同じような特性のある保護者の場合は、言葉で伝えるだけでなく、視覚的な手がかりを活用しながら、絵になる話、見える話を心掛ける。

ケースによっては、スクールカウンセラーや児童相談所の臨床心理士等、地域の専門機関と連携を図りながらチームで対応する。

Q11 高等学校特別支援隊とは？

A 11

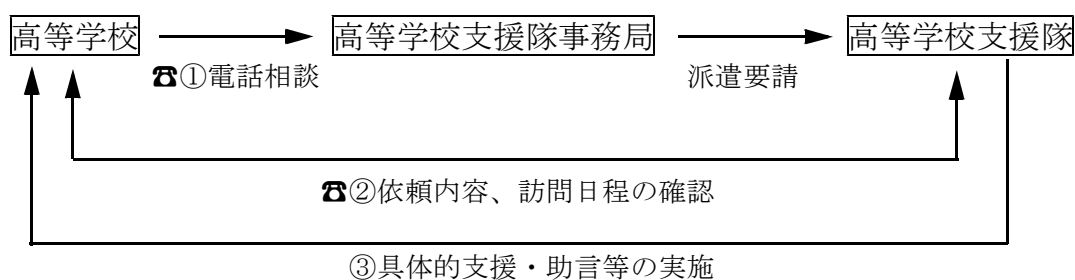
〈役割〉

- ・校内支援体制の充実に向けた支援（校内研修会の企画 等）
- ・生徒の学習や生活に関する支援（個に応じた支援の相談 等）
- ・生徒の就労に対する支援（就業体験受入企業の情報提供 等）

〈メンバー〉

- ・教育専門監（特別支援教育）
- ・特別支援教育アドバイザー
- ・発達障害者支援センター職員
- ・障害者就業・生活支援センター職員
- ・ハローワーク職員
- ・秋田障害者職業センター職員
- ・特別支援学校教員

〈申込みの流れ〉 県内3地区に事務局を設置（比内養護学校 栗田養護学校 横手養護学校）



※詳細については各事務局ホームページをご覧ください。

特別支援教育とは、教育の光と影の、影の部分为解决し、光の部分をもより輝かせる教育であり、全ての生徒のための教育であり、全ての教育機関で行われる。

特別支援教育は一人一人を大切にする教育であり、生徒の数だけ特別支援はある。生徒一人一人に合った「えこひいき」をしましょう。